

令和4年11月22日

県内高齢者施設・介護サービス事業所 管理者 様
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に所在する施設等を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部介護サービス担当課長

集中的検査に係る抗原検査キットの配布について

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、国からの要請に基づき、高齢者施設等の従事者の皆様を対象とした集中的検査を実施することとしましたので、必要となる抗原検査キットを各施設・事業所宛に11月末までを目途に配布します。

なお、同一住所地の施設・事業所にはまとめて送付しますのでご了承ください。

1 対象施設等

県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町を除く）に所在する高齢者施設・介護サービス事業所

（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、単独型短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護予防支援）

2 実施期間

令和4年12月から令和5年2月まで（予定）

計画上の実施期間としては上記となりますが、お届けしたキットは11月からご使用いただいて構いません。

3 1施設・事業所当たりの配布数

従事者数×3回/週×12週

※県が推計した従事者数で計算していますので、実際の従事者数と異なる場合があります。

4 検査回数

週2～3回程度

- ・ 週2回の定期的な検査を実施
- ・ 上記に加え体調不良を感じた場合や感染の恐れがある場合など施設・事業所の判断で必要に応じて使用してください。

5 使用実績の報告

次のQRコードまたはURLのフォームから御報告ください。

【QRコード】

定期報告用（週1回）



【URL】

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/09cf09b63242c05696b41e106d3a0d5c168af916471bd25a4e2c03cbbb5c657b>

- ・ 土曜日～金曜日までの分を翌月曜日までに報告してください。
- ・ 8月に配布した際とは異なり、週1回、使用状況等を報告するよう国に求められておりますので、定期報告にご協力ください。
- ・ 報告がない場合、個別に確認させていただくことがあります。

6 その他

お送りする検査キットの使用期限は外箱に記載されています。直射日光を避け、2～30℃で御保管ください。

7 お問い合わせ先

(1) 抗原簡易キットの使用方法等について

シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社カスタマーケアセンター
電話：03-4582-5690

※使用方法は次のURLを御参照ください。

<https://www.clinitest.siemens-healthineers.com/jp/covid-19-antigen-self-test>

(2) 今回の配布について

問合せ先 (045)210-1111 (県庁代表電話)

福祉施設グループ	内線 4851、4845
保健・居住施設グループ	内線 4856
在宅サービスグループ	内線 4842

本通知については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しておりますので、ご確認ください。

(掲載場所)

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>